

発行責任者 / 小林 政 仁

発 行 日 / 2023 年 1 月 1 日

果敢



No.199

社報タイトル「果敢」は社内で掲げる2023年の標語です。

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング
KOBAYASHI GONDOH

小林合同会計

代表社員	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
代表社員	小林 政 仁	税理士	須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市市曹木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>



新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました、まずは御礼を申し上げます。

今年も無事に新年を迎えられたことを顧問先の皆様や社員、各関係者の方々へ感謝を申し上げます。

人的資本経営という言葉が注目されています。人的資本経営とは『人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につながる経営のあり方』と経済産業省が定義づけをしています。また、大企業においては、2023年度より有価証券報告書に人的資本に関する情報の記載が義務付けられる予定です。昨今の技術進歩や情報の多様化により、モノやサービスの差別化が難しくなり、商品サイクルも一段と速まってきているなか、中長期的な観点から経営戦略・経営施策の推進を支える基盤として、ひいては企業価値の向上をもたらすものとして人的資本へ投資を促す考え方です。中小企業においては、社長が商品、社長の技術が一番の売り物という会社もいまだに少なくありません。人件費はコスト（原価）だという考えからの脱却が必要です。急速に変化をしていく社会に対応するために、人材を「人財」へと捉えていく時代になりました。

私は、中小企業こそ人が重要であり、人財が企業の業績、ひいては持続的な発展を左右するものだと考えています。政府もリスクリング（学び直し）の支援に1兆円を投じると発言しています。多様な働き方により、人材も流動的になることも予測できます。自社の経営を安定するためにも、どれだけ人財を引き付けることができるのか、経営者やリーダーの想いをどのように世の中へ伝えられるかが、今後、ますます大事になってくることと思います。伝えなければ、人は集まりませんし、自社の商品やサービスも売ることができません。人的資本経営は、単純に「社員を大切に経営」ではなく経営戦略の一環ですが、そもそも社員の幸せを実現することは経営者の使命だと思います。

社員とその家族、顧問先や関係者の皆様様の幸せを願い、益々のご発展とご健康をお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

いつもありがとうございます。

代表社員 社長 税理士 小林 政 仁



令和5年の年頭にあたり皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

わが国経済は、過去20年以上にわたり停滞が続き、先進国に比して相対的に競争力が低下していると思われます。物価・賃金・生産性のほぼ横ばいが続いています。その要因として新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻に加え、世界的なインフレなど大きな環境変化が次々と押し寄せ、極めて予測困難な状況です。

さらに人口減少や少子高齢化、人手不足、エネルギー問題等に加え、デジタル化やグローバル化などにも対応しなければなりません。

また、当面の課題として令和5年10月1日より消費税のインボイス制度が開始となります。現在、免税事業者となっている中小企業者にとって、課税事業者を選択するか否かの選択が必要であり、その申請期限が令和5年3月31日となっています。

そして今年は防衛費増額の財源確保のための法人・所得・たばこの3税を中心とした増税問題も生じています。2027年度時点で、1兆円強と想定される増税問題についても注視していく必要があります。

まだまだ新型コロナウイルス感染も第8波に入り予断を許さない状況ですが、今年も明るく元気な一年でありますよう祈念し新年のご挨拶と致します。

代表社員会長税理士 小林政氏





社員新年目標



断捨離

A. M



堅忍不拔

Y. S



誠心誠意

M. Y



知識を深め
伝えていく

K. N



泰然自若

H. T



整理整頓

H. Y



こまやかな
仕事をすする

I. K



健康第一

M. T






和顔愛語

M. S




一生懸命

M. O




時間を大切に

K. M




感謝

M. S




奮励努力

K. K




虚心坦懐

H. H




安居樂業

Y. N




不撓不屈

M. M




原点回歸

Y. M




心穏やかに

M. I





一意専心

S. K



勤儉力行

H. H



愉しく

K. S



一日一生

T. O



誠心誠意

Y. S



何事にも
丁寧に取り組む

N. T



一日一歩

S. I



臨機応変

K. T



心にゆとりを

M. T



言笑自若

Y. K





急がば回れ

Y. O



温良恭儉

K. S



少食多嚼

H. M



初心貫徹

M. I



平常心

K. T



温厚篤実

Y. Y



健康に気をつけて
心おだやかに過ごす

K. A



漸進

M. S



因太く

T. A



至誠通天

S. I





笑門来福

Y. M



丁寧な対応

A. T



挑戦

A. B



いつも前向きに

A. N



一生懸命

T. S



報恩

N. A



勇往邁進

M. O



各自が掲げた目標に向かい精進致します
本年もよろしくお願い致します



2月の税務

- 2月1日から3月15日まで
 1. 前年分贈与税の申告

- 2月10日
 2. 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

- 2月16日から3月15日まで
 3. 前年分所得税の確定申告

- 2月28日
 4. 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告
<法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)
・法人住民税>
 5. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税及び地方消費税>
 6. 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税及び地方消費税>
 7. 6月決算法人の中間申告<法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・
法人事業税・法人住民税> (半期分)
 8. 消費税の年税額が400万円超の3月, 6月, 9月決算法人の3月ごとの
中間申告<消費税及び地方消費税>
 9. 消費税の年税額が4,800万円超の11月, 12月決算法人を除く法人
の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)
<消費税及び地方消費税>

- 2月中において市町村の条例で定める日
 10. 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

※デスクマット等に挟んでご利用ください。